

西条市農業委員会 平成30年度第6回総会 議事録

1. 日 時 平成30年9月5日(水) 午後2時00分から午後3時00分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 23名 欠席者 1名 出席率 95.83%
推進委員 出席者 26名 欠席者 4名 出席率 86.67%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂			
会長代理	11番	渡邊 敏昭			
委 員	1番	高橋 悟	10番	一色 司	18番 佐伯 賢造
	2番	明比 典正	12番	越智 兼正	19番 玉井 一男
	4番	加藤 武司	13番	山田 好一	20番 佐伯 祐介
	5番	松本 義之	14番	村上 繁敏	21番 玉井 明
	6番	白石 利恵子	15番	山内 隆	22番 戸田 博明
	7番	西原 昇	16番	伊藤 健一	23番 真鍋 美鈴
	9番	長谷川 孝師	17番	青野 武	24番 高橋 忠親

○欠席者氏名

3番 徳増靖記

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	渡辺 春正	10番	安藤 英利	19番 眞鍋 幸正
	2番	石橋 和敏	11番	栗田 房信	21番 高橋 寿夫
	3番	一色 達夫	12番	森田 忠茂	24番 石川 清幸
	4番	高橋 豊重	13番	一色 和成	26番 越智 勝邦
	5番	伊藤 正夫	14番	稲井 重弘	27番 玉井 隆志
	6番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	28番 桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	16番	瀬良 隆彦	29番 曾我 敏数
	8番	宮武 恭宏	17番	垂水 久明	30番 今井 文雄
	9番	岡本 省三	18番	四之宮 明	

○欠席者氏名

20番 高橋 正 22番 佐伯 美一 23番 永井 正幸 25番 渡部 靖

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条第1項目的に係る買受適格証明願について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第5号 農地法第5条に係る農地転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第6号 「西条地域の農業の振興に関する計画」の策定に対する意見について

議案第7号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 日野徳久 東予分室長 谷本 仁志

事務局次長 渡邊賢一郎

事務局担当次長 井上 雅裕 事務局副主査 越智 史郎

7. 議事内容

議長 ただ今から、平成30年度 第6回西条市農業委員会 総会を開会いたします。

議事録署名人及び書記の指名

議長 それでは、議事録署名人の指名をいたします。
松本義之 委員、白石利恵子 委員の両委員にお願いいたします。
なお、欠席届出が、農業委員 3番 徳増靖記 委員
推進委員 20番 高橋 正 委員、23番 永井正幸 委員、
25番 渡部 靖 委員から出ておりますので、ご報告いたします。
ただいまの出席農業委員数は、23名であります。農業委員会等
に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しております
ので、本会議は成立いたします。

書記については、事務局の 井上、越智の両君にお願いいたします。
それでは議事に入ります。

農地法 第3条 関係

議案書3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。事務局、よろしく
お願いいたします。

事務局

事務局の渡邊です。よろしくお願ひします。

失礼して、着座にてご説明させていただきます。4ページをお願ひいたします。

66号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

67号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

68号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

69号及び70号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏、並びに、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

71号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

72号は、〇〇氏が、〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

73号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇会社から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

74号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

75号及び76号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏並びに、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

77号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

78号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

79号は、〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

80号及び81号は、〇〇氏が、父である〇〇氏並びに、祖父である〇〇氏から、贈与を受けようとする申請でございます。

82号は、〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇会社から、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上、17件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

農地法第3条の申請について、以上17件、提案いたしますので、よろしくご審議願ひします。66号より、順次、お願ひいたします。

地区委員 66号 問題ありません。
67号 問題ありません。
68号 問題ありません
69、70号 問題ありません。
71号 問題ありません。
72号 問題ありません。
73号 問題ありません。
74号 問題ありません。
75、76号 問題ありません。
77号 問題ありません。
78号 問題ありません。
79号 問題ありません。
80、81、82号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。他、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、17件を原案どおり許可することといたします。

買受適格証明関係

次に、8ページ、議案第2号、農地法第3条 第1項を目的とする買受適格証明願についてを議題といたします。

当4件について、〇〇委員は、競売の入札予定者にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退場)

議長 議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明申し上げます。9ページをお願いいたします。

〇〇が差押えを行った、〇〇の農地 8筆について、松山地方判所の競売が行われることとなり、入札希望者4名から、入札の資格を証する農地の買受適格証明願いが提出されましたのでご審議いただくものでございます。

なお、8筆の農地の内、〇〇番〇、同〇〇番〇、並びに、

事務局 ○○番○、同○○番○については、それぞれ一括売却、つまりセットでの入札が必要となっておりますことを申し添えておきます。

1号については、○○氏が、4筆の農地について、競売に参加。

2号は、○○氏が、競売にかかる、すべての農地について、競売に参加。

3号は、○○氏が、2筆の農地について、競売に参加。

4号は、○○氏が、5筆の農地についての競売に参加するため、それぞれ、買受適格証明の交付を申請するものでございます。

以上、4件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 以上、4件であります、いかがいたしましょうか。ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、4件を、原案どおり承認することとし、証明書を交付いたします。

以上で、○○委員に関する案件は終了いたしましたので、入室を認めます。高橋委員、お入りください。

(○○委員 入場・着席)

農地法第4条関係

議長 次に、10ページ、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明申し上げます。11ページをお願いいたします。

13号は、○○氏が、農業用倉庫を建築しようとする申請でございます。

14号は、○○氏が、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

以上2件、ご審議よろしく願いいたします。

議長 農地法第4条の申請について、以上2件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、願います。13号から、順次、願います。

地区委員	13号 問題ありません。 14号 問題ありません。
議 長	ありがとうございました。他にご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございます。『異議なし』ということですので、 以上2件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。
農地法第5条関係	
次に、12ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可 申請に対する意見の決定についてを議題といたします。	
まず、58号について審議いたします。この件につきましては、 譲渡人であります ○○ 氏は、○○ 委員のご主人にあたり、農 業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席 願います。	
(○○委員 退席)	
それでは、議案内容を事務局から説明いたします。	
事務局	それでは、ご説明申し上げます。13ページをお願いいたします。 58号は、○○会社 が、○○ 氏、外○名から、所有権移転を受 け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。 以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	以上、1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。
地区委員	58号 問題ありません。
議 長	他に、ご意見・ご異議等ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございます。『異議なし』ということですので、 以上、1件を、原案どおり承認することとし、知事に進達いたし ます。

議 長 以上で、〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入室を認めます。〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員 入場・着席)

審議を再開いたします。残りの15件について、事務局から説明いたします。

事務局 改めまして13ページをお願いします。

56号は、〇〇会社 が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、建売住宅を建築しようとする申請でございます。

57号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

59号は、〇〇会社 が、〇〇 氏から、賃借権設定を受け、学習塾を建築しようとする申請でございます。

60号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

〇筆の内、〇番〇、〇〇㎡は、既に宅地進入路として使用されており、その是正案件でもございます。申請者には、始末書を提出させて上で、今後、このようなことのないよう指導を行っております。

61号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

62号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、使用貸借権の設定を受け自己住宅を建築しようとする申請でございます。

申請地は、既に敷地造成が始まっており、その是正案件でございます。申請者には、敷地造成を中断することはもとより、始末書を提出させた上で、今後、このようなことのないよう指導を行っております。

63号は、〇〇会社 が、〇〇 氏から、所有権移転を受け宅地分譲を行おうとする申請でございます。

64号は、〇〇会社 が、〇〇 氏、から賃借権設定を受け、一時転用により、仮設事務所を建設しようとする申請でございます。

なお、一時転用の期間は、7ヶ月を予定しているとのことでございます。

65号は、〇〇会社 が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、露天資材置場に転用しようとする申請でございます。

66号は、〇〇 氏が、〇〇 氏から、所有権移転を受け、自己

事務局	<p>住宅を建築しようとする申請でございます。</p> <p>67号は ○○氏が、○○氏から、所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。</p> <p>68号は、○○氏が、○○氏から、所有権移転を受け、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。</p> <p>69号は、○○会社 が、○○氏から、所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。</p> <p>○筆の内、○○番○、○○㎡は、既に宅地化されており、その是正案件でございます。申請者には、始末書を提出させた上で、今後、このようなことのないよう指導を行っております。</p> <p>70号は、○○会社 が、○○氏から、所有権移転を受け、宅地分譲を行おうとする申請でございます。</p> <p>71号は、○○氏が、○○氏から、使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。</p> <p>以上15件、ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>農地法第5条の申請について、以上15件、提案いたしますので、よろしくご審議願います。委員の皆さん、何かありましたら、お願いいたします。56号から、順次、お願いいたします。</p>
地区委員	<p>56号 問題ありません。</p> <p>57号 問題ありません。</p> <p>59号 問題ありません。</p> <p>60号 問題ありません。</p> <p>61、62号 問題ありません。</p> <p>63号 問題ありません。</p> <p>64号 問題ありません。</p> <p>65号 問題ありません。</p> <p>66、67号 問題ありません。</p> <p>68号 問題ありません。</p> <p>69、70号 問題ありません。</p> <p>71号 問題ありません。</p>
議長	<p>ありがとうございました。他にご意見・ご異議等ございませんか。</p>
委員一同	<p>異議なし</p>
議長	<p>ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上15件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。</p>

農地転用事業計画変更関係

議長 次に、17ページ、議案第5号、農地転用事業計画変更に対する意見の決定について、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。18ページをお願いいたします。

3号は、〇〇会社 が、建売住宅の建築棟数を〇棟から〇棟に変更しようとする申請でございます。

本件は、平成29年9月にご審議いただいた案件でございますが、許可後、顧客のニーズにより、広めの敷地を確保する必要が生じたため、建売住宅の件数を変更するものでございます。

4号及び5号は、〇〇会社 が、事業区域の見直し、及び、事業目的の変更を行おうとする申請でございます。

この2件は、平成29年11月にご審議いただいた案件ですが、許可後、申請地の造成工事に着手するために測量工事を実施したところ、申請地の一部が、前所有者である、〇〇 氏の住宅用地に使用されていたことが判明したため、事業区域を見直すとともに、住宅用地部分を、〇〇 氏に返還しようとするものでございます。

以上、3件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上、3件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

地区委員 3号 問題ありません。
4、5号 問題ありません。

議長 その他、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上3件、原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

西条地域の農業の振興に関する計画の策定について

次に、21ページ、議案第6号、西条地域の農業の振興に関する計画の策定について、西条市長から意見照会がありました。

議長 議案内容につきましては、本日、計画策定の担当課であります、農業水産課から担当職員が参っておりますので、ご説明いただきたいと思ひます。

農業水産課 農業水産課の日野です。よろしくお願ひします。

私の方から、別冊にあります、西条地域の農業の振興に関する計画（案）こちらに基づいてご説明させていただきたいと思ひます。

すみませんが、着座にてご説明させていただきます。

ページをめくっていただきますと、振興計画（案）がついておりますが、説明の方は、最後のページを使って行わせていただきます。

地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（いわゆる27号計画）についてと記載されているページです。一般的に、農振農用地、いわゆる青地については、農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、市が農業振興地域整備計画、いわゆる農振計画を定めておりますが、今回の計画は、農振法の施行規則第4条の5第1項第27号に基づく計画、いわゆる27号計画と呼んでおりますが、おおもとの農業振興地域整備計画を補完する市の農業振興策として位置づけられる計画となります。

一般的に農振法では、農用地区域（青地）に指定された農用地を農振除外する場合の要件として、代替地がないこと等、5つの要件がございます。その中の一つに「土地改良事業等完了後8年を経過しているものである」ということが規定されており、土地改良事業等の工事完了後8年を経過していなければ、基本的に除外は認められておりません。

西条市では、平成元年から着手されていた志河川ダム事業を含む国営道前道後平野土地改良事業の工事完了公告が、平成25年度末にされたことから、当該事業の受益地では、平成26年度から平成33年度までの8年間、原則、農振除外ができなくなっております。

しかしながら、「地域農業の振興に資する施設」として、この27号計画に位置付けられた施設につきましては、例外的ではありますが、8年未経過であっても除外が可能となるという計画でございます。

ページ右側の囲いのところに、27号計画の概要がございます。

計画の策定主体は市となっており、対象となる施設は、農家住宅等の地域の特性に応じた、農業の振興を図るために必要な施設となります。

さらに、この27号計画に位置付けられるためには、農振法施行規則第4条の5第1項第27号に定められた13の要件がございます。

農業水産課 こちらにいくつか載せておりますが、「規模が妥当かどうか、他に代替地がないかどうか、効率的な農業利用に支障がないことですか、農地の利用集積に支障がないこと、5年以内に施設整備着手が行われること、土地改良事業の実施に支障なし等」が書かれております。詳細は別紙計画（案）施設調書をご覧くださいと思いますが、計画策定には、これら13の要件をすべて満たす必要があります。「農業委員会の意見聴取」についても要件の一つとなっていることから、本日の農業委員会において意見を求めるものでございます。

 今後は、27号計画を定め、30日間の広告縦覧により、市民の意見を聞いた上で、計画の策定となります。計画策定後は、一般の除外手続きに移しますが、その際も農業委員会への意見聴取につきましては、今回の計画に含まれていることから、通常の場合とは異なり、改めて意見聴取は行わないこととさせていただきますので、ご了承をお願いします。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 補足説明をさせていただきます。今回の計画に基づく対象農地につきましては、議案書22、23ページに記載しております。

 議案第4号、農家用住宅の農振除外の案件となっております。

 今回、計画の策定について皆さんにご審議いただいて、その後、先ほどの農業水産課からの説明にありましたように、一般の除外の際は、改めて、意見聴取は行わないということでございますので、ご理解をよろしく申し上げます。

 農振法における除外の手続きが完了した後に、農地転用の手続きに入らせていただけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議 長 ただ今、農業水産課から27号計画の概要の説明と、事務局から補足説明がございましたが、以上、1件提案いたしますので、よろしくご審議お願いいたします。委員の皆さん、何かありましたら、お願いします。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということですので、以上、1件、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画関係

議長 次に、24ページ、議案第7号、農用地利用集積計画について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。
件数が多いため、各筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。
詳細につきましては、議案書27ページから、39ページとなっております。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、66件、面積は、23万2,440㎡となっております。
また、所有権移転は、1件、面積は、1,038㎡となっております。以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 以上のような内容ですが、〇〇にて、新規就農を希望する、〇〇会社の、新規就農に伴う面接を行いましたので、地区担当委員より報告をお願いします。

〇〇委員 今回の議案において、農地の借り入れを希望する法人につきまして、8月31日に、東予総合支所において面接を行いました。
面接を行ったのは、加藤会長、渡邊職務代理、および私、〇〇です。
当案件の申請人は 〇〇会社 であります。
面接は、当社の事業部長である、〇〇氏 に対し行いました。
当会社の株主については、〇〇由来の外国資本の他、JA西条、JA東予園芸、日本の方3名となっております。
会社役員については、〇〇国籍の社長、〇〇氏 他、日本人3名であります。
利用権の設定について、議案書33ページ、申請番号4139として、上程されておりますが、法人として最初の権利設定となりますので、新規就農の面接を実施し、会社の営農予定、内容などを質しました。
〇〇会社は、まず、〇〇に6.9haの農地を、貸借の後購入し、遊休農地の状態を解消後、キウイを定植し、3年後の収穫を目指したい。今後は、〇〇を中心に規模の拡大を行いたい。その際、地権者（あっせんの利用→800万円の控除）や地域の営農者に十分配

- 〇〇委員 慮し（地域営農者との共同栽培・共同経営）事業を進めるとのこと
でした。
- また、地元の雇用を増やし、水利の向上など、地域の営農にも協
力していくとのことでした。
- 主要な農機具も確保しており、今回の 〇〇会社 の貸借権の設
定については、妥当と判断し、農地所有の適格性も確認いたしまし
た。以上で報告を終わります。
- 議 長 ありがとうございます。
- 今回の農用地利用集積計画について、ご意見・ご異議等ございま
せんでしょうか。
- 〇〇委員 キウイを栽培する際に、水が必要となってくると思う。この場合、
地下水を利用するのではないかと思うが、地下水の権限というのは
どのようになっているのか。
- 議 長 この件については、先日の面接時にも話が出ていた。水利の関係
について、〇〇委員、説明をお願いします。
- 〇〇委員 私も、そのことが気になっていた。勝手に地下水を掘られては、
周辺に後々影響があるのではないかと一番初めに気になった。
- この件の回答としては、大きな面積ですので、今ある道前の水利
の方から、畑灌を利用するという形をとらせていただきたいと言っ
てくれていましたので、私自身、それなら大賛成で、今の畑灌の利
用は、期間も決められているし、利用が自由にできない状態なので、
そのことについての働きかけも県に対し話をしてくれているようで
ある。
- 理想としては、畑灌の設備を、上手に使うって栽培を進めていく予
定であるとのことであった。
- 議 長 ありがとうございます。今の補足説明でよろしいでしょうか。
- 〇〇委員 はい。
- 議長 他に、ご意見ご異議等ございませんか。
- 委員一同 異議なし
- 議 長 ありがとうございます。『異議なし』ということでありますの

議長 | で、原案どおり承認することとし、市長へ回答いたします。

報告承認案件

次に、議案書40ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 | 平成30年7月14日から、平成30年8月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を、18件、第5条の取消願を、1件、農地法施行規則第29条第1項、200㎡以下の農業用施設の届出を1件、それぞれ、受理いたしました。

その他のご報告につきましては、担当の方よりご報告させていただきます。

失礼します。農地バンクの関係でございますが、農地バンクへの農地登録申請を、2件、受理いたしました。いずれも、特に支障はなく、農地バンクへ登録ということで、ご了承をお願いします。

続きまして、先の総会で、委員さんから、農地パトロールを行った結果が、何も出ていないとのご指摘があり、遅れて恐縮ですが、農地パトロールの結果に伴う農地の利用意向調査の結果を報告いたします。

お手元には、アンケートの概要と、地域ごとの具体的なアンケート結果のレジメをお配りしております。

農地パトロール、農地の状況調査は、平成21年度から、農業委員会の必須業務となっており、アンケートについても、平成27年度から、法定の、やらねばならない業務となっております。

まず、アンケートの概要から説明いたします。農地パトロールの調査後、皆様が把握された遊休農地について、当年の11月までに遊休農地の所有者に対しアンケートを行い、翌年1月までに回収いたします。やり取りは郵送で行っております。その目的は、主に遊休農地を中間管理機構へ集めるためのものであり、アンケートの設問も定められております。

資料にありますように、

- 1 この遊休農地については、遊休状態解消のため中間管理事業を利用したいか。
- 2 農地の貸借、売買の仲介ができる農地利用集積円滑化団体であるJA周桑、JA西条を利用したいか。
- 3 この農地については、自分で借り手や買い手を探すのか。
- 4 この農地については、自ら耕作する。耕作を再開するのか。
- 5 今は、遊休状態だが、土地改良事業がかかるのか。

6 その他

となっております、5以外の設問は必ず、聞くべきこととなっております。

平成28年度の農地パトロールの結果、1,670筆、面積143万7,133㎡が遊休農地と判定され、共有農地、貸借権のある農地、相続未登記農地は実施せず、643人の遊休農地所有者に対しアンケートを実施した結果、270人から回答、返送がありました。お手元に、各地域ごとの結果を配布しておりますのでご参照ください。

前段に、平成28年度のアンケート結果。後が、平成29年度のアンケート結果となっております。

平成28年度の回答の内訳は、

- 1 中間管理事業を利用したいが、74人、
- 2 農協を利用したいが、37人、
- 3 自分で遊休農地の借り手や買い手をさがすが、23人
- 4 この農地については、耕作を再開するが、42人
- 5 この農地は、土地改良事業の対象であるが、16人
となっております。

6 その他の回答については、このアンケートを受取ったが、私は耕作しています。ですとか、山林化しています。ですとか、様々な回答がなされております。

宛先不明で、農業委員会へアンケートが返送されたものも、6のその他に含めております。

次に、平成29年度の農地パトロールの結果、1,843筆、面積159万9,328㎡が、遊休農地と調査、判定していただきましたが、共有農地、貸借権のある農地、相続未登記農地は実施せず、新規に皆様が、確認された遊休農地の所有者49人に対し、アンケートを実施した結果、20人から回答、返送がありました。レジメの平成28年度の結果の後にございますのでご参照ください。

ただ、小松分については、アンケートの返送がありませんでしたので、平成29年度結果はございません。

定められたアンケートの設問にありますとおり、このアンケートの主な目的は、農地を中間管理機構へ集積するためのものです。

お手元の別途レジメ、中間管理機構の登録農地一覧がございましたが、これは、愛媛県中間管理機構のホームページから引いてきたものですが、農業委員会事務局が、アンケートの結果、中間管理機構へ希望者を紹介した結果です。西条市の約50筆の農地が、中間管理機構へ、現在、登録されております。以上でございます。

- 議長 ありがとうございます。ただ今、事務局から報告承認案件、また、昨年度までの農地利用意向調査の件につきまして報告がありました。
- 今回も、現在、農地パトロールを行っていただいている最中だと思います。今年についても、その結果が出た段階で、農業委員さん、推進委員さん一人一人が地域の状況把握をしていただいて、1筆からでも遊休農地の解消に繋げていただきますよう努力していただきたいと思いますと考えております。
- 以上で報告承認案件については終わりますが、全般について、何かご意見、ご質問等ございませんか。
- 〇〇推進委員 結果はいただいたが、このままでは、いつまでたっても耕作放棄地の解消などできないのではないかと。アンケートを取ってどうするのか。次のステップは何をするのか。
- 議長 1つは、この結果をもって、自分の地域に帰ったら農地の状況の把握はできると思う。地主さんがいる場合は、その中に農業委員さんや推進委員さんが入って行っていただいて、次の耕作者を見つけてもらうという仕事ができると思う。
- 〇〇推進委員 それは、我々が斡旋するのか。
- 議長 そうである。基本的には、そのようなことも我々の仕事の中に入っている。
- 借り受けたいという方とのマッチングについては、中間管理機構を間に入れるとか、また、相対で利用権設定を結ぶという方法があると思う。
- その辺りまでは、我々委員が入って行って、仲介等を行う必要がある。
- 〇〇推進委員 これらの農地を中間管理機構に預けたとしても、中間管理機構は何もしてくれない。
- 議長 現在の中間管理機構は、貸したい側片方だけでは取り次いでくれない。相手方が決まったうえで中間管理機構を通すことになる。
- 今、西条市で扱っているのは、集落営農等の関係が多く、地元で、交付金を還元できるような案件であれば、中間管理機構を通して貸し借りした方が、地元に入ってくる補助金、交付金があるので使った方がよいのではないかと思う。

- 〇〇推進委員 今、その補助金というのは、利用権設定をしても入らないのではないか。
- 議長 今、貸し手に対して交付金が支払われるのは、所有農地を全て貸し出す場合であり、農業をやめるということで、農地を預けた場合は、面積要件があったかもしれないが、貸し手側に、最高で70万円ほどの交付金が支払われることになっていると思う。
- 〇〇推進委員 貸し手側についても、耕作放棄地になっていないような農地は、既に誰かに貸してしまっているのではないか。
その方が現在作っていて、例えば、もう農家を止めるようになって誰かに貸します。と言った時にはくれるかもしれないが、そうでない場合は出ないのではないか。
- 議長 中間管理機構の交付金について、事務局の方からわかっていることがあればご説明をお願いします。
- 事務局 失礼します。中間管理事業という事業があり、その中の1つですが、中間管理機構を通し、農業を止めたいという方が、自分の持っている農地を全部、中間管理機構を通して地元の受け手の方に貸される場合は、協力金が出る仕組みになっている。
中間管理機構は、農地の又貸し、転貸をする機能を持っているが、中間管理機構を通して転貸したもの全てに、協力金が出るということではない。ある程度、条件がある。
ですから、委員さんご指摘のとおり、ある程度条件を満たしたうえで、中間管理機構を通し、利用権の設定、農地利用集積計画に参画しなければ、協力金はもらえないということである。
50筆ほど西条市の農地が中間管理機構に登録されているが、これらは遊休農地ですので、基本的に、登録しても借りるような方はいらっしゃらない。登録後、チェックはしているが、未だ動いた農地はありません。
それならどうするのか、となると、先ほど会長からも説明のあったように、遊休農地の意向調査を実施し、再生可能な程度の良い農地を新しい借り手にお繋ぎする、その仲介を農業委員会として実行していくということが、それぞれ地域の委員さんの仕事になるかと思えます。
- 〇〇推進委員 中間管理機構は、相続ができていない農地は受けてくれない。今、相続のできていないものがものすごく多くなってきており、そうと

- 〇〇推進委員 うひどい状態になっている。
- 私が活動した中で、ほとんどそのような理由で中間管理機構に通らなかった。そのようなことがずっと溜まってきて、こうゆう農地になって、改善の余地なしということになってしまっているんで、これは、何かしてもらわないと解消することにならない。
- ですから、そこを何か手立てのようなものはないか。長くなったらペナルティーを課す、そのような方法は取れないのか。
- 議 長 今、国の方も、未登記農地については検討をしている。その最終的な結果はまだ出ていないのか。報告だけお願いしたい。
- 事務局 失礼します。委員さんご指摘のとおり、相続未登記の農地、また、農地の所有者、共有者が複数いる場合、過半の同意が無ければ中間管理事業を利用できないのが現状である。確かに、中間管理機構に農地を集積しようとする施策を、国は、次々と打ってはきているが、現実的には、そういった厳しい関門がある。
- 議 長 指摘のあった部分は、我々にとっても、一番ネックになっているところだと思う。
- このことを解決するには、まあ、パッと見てすぐに解決できる方法はないので、国の判断を待って、ということになるろうかと思うが、農地がそのような状態になるまでに何とかできる方法がないか検討していきたいと思う。
- 〇〇推進委員 私どもの地域にも耕作放棄地があり、今、木が5mくらいまで伸びている。そんなところを預かっても何もできない。普通の人が、それを切り開いて農業をするかというのと、とてもじゃないができない。そんな状況があるため、このままずっと続いたらひどいことになる。
- 議 長 放棄地自体は、やはり山間部に近い場所にあるのか。
- 〇〇推進委員 山間部に近いと言えばそうかもしれないが、そんなに山間部ではない、私の家が向かいにあり、国道より海側である。
- そんなに広い田ではないが、ずっとそのような状態が続いており、私の前任者から続いている。
- そういうところに手紙を出して管理するように言っても、もう管理はできない。これは建設会社にでも言って木を除けてもらうしかないが、そんなことをしていたら何十万もかかる。

議 長	非農用地扱いはできない地域、土地なのか。
〇〇推進委員	非農用地扱いはできない。 田がずっとある真ん中にちょっとあるだけだし、その周りには家もある。 こうゆうことを過去から何十年もずっとやってきている。だから、このような放棄地が、いくらでも増えていっている。
議 長	今は、市単独で放棄地を農地に復元する費用を補助している。最高で反当7万円だったと思うが、そのような制度を活用できないか。
〇〇推進委員	7万円くらいで、あの土地を復元などできない。大きなユンボでも持ってきて、おがさなければならぬような木が生えている。
議 長	市の耕作放棄地を復元するための費用の上限等、事業は以前と変わっていないのか。
農業水産課	市単独事業で耕作放棄地再生に係る補助事業を組んでおりますが、1反当たり7万円となっております。
議 長	それ以外に、遊休農地の復元に使えるような事業は何かないか。
農業水産課	国の事業もあるが、市の方が条件が良かったりするので、現状ではそれぐらいしかないと思う。
議 長	それぐらいしかないのが現状のようである。 このことについては、また、検討させてもらう。
〇〇推進委員	わかりました。
議 長	他に何かご意見等ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	無いようでございますので、これもちまして、報告承認案件は終了させていただきます。 また、今の議題を持ちまして本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これもちまして総会を閉じます。長時間にわたり、慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条1項目的に係る買受適格証明願について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農地法第5条に係る農地転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	「西条地域の農業の振興に関する計画」の策定に対する意見の決定について	原案承認
議案第7号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認

9. 閉会の日時

平成30年9月5日 午後3時00分